

(別紙 1)

申出書の記載にあたってのご注意 (記載する前にお読みください)

- この申出書は、地方税法第75条の2、第75条の3及び地方税法附則第12条の2に規定するゴルフ場利用税の非課税の手続きに必要なため、利用者本人に記載していただくものです。
- この申出書に記載していただいた情報につきまして、税務当局から提供を求められた場合は、お客様の同意なく、情報を提供することがあります。

## ゴルフ場利用税 非課税に係る申出書

ゴルフ場利用税特別徴収義務者 様

住 所

氏 名

電 話

( )

生年月日等

昭和 平成  
令和

年 月 日 歳

- 地方税法
- 第75条の2第1号 (年齢18歳未満の者)
  - 第75条の2第2号 (年齢70歳以上の者)
  - 第75条の2第3号 (障がい者)
  - 第75条の3第1号 (国民体育大会に参加する者 (公式練習含む))
  - 第75条の3第2号 (学生、生徒、児童及び引率教員の教育活動による利用)
- 地方税法附則
- 第12条の2 (国際競技大会に参加する者 (公式練習含む))

の規定により、ゴルフ場利用税が非課税となる者に該当するので申し出ます。

記

1 利用年月日

令和 年 月 日

2 本人確認の書類等

・運転免許証 ・旅券 ・障害者手帳等 ・健康保険証

・学生証 ・友の会等会員証 ・その他 ( )

### 留意事項

- ゴルフ場利用税が非課税となるためには、この申出書の他、確認書類の提示が必要となります。
- 国民体育大会に係る利用については、確認書類として都道府県知事又は都道府県の教育委員会がその旨を証明した証明書を併せて提出してください。
- 学校の学生、生徒、児童及び引率教員の利用については、確認書類として当該学校の学長又は校長が、当該学校の教育活動による利用であることを証明した証明書を併せて提出してください。
- 国際競技大会に係る利用については、確認書類として当該大会の準備及び運営を行う者がその旨を証明した証明書を併せて提出してください。